

# 低温海域を航行する船舶の鋼材の使用区分に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

## 改正事項

低温海域を航行する船舶の鋼材の使用区分に関する事項

## 改正理由

船体構造に使用される鋼材の使用区分について定める IACS 統一規則 S6 には、一般的な船舶を対象とした鋼材の使用区分に加え、低温海域を航行する船舶を対象とした鋼材の使用区分が規定されている。当該使用区分には、船舶が航行する海域の通年における 1 日の平均気温の最低値を設計温度  $T_D$  とし、当該温度に応じた材料クラスが規定されている。

一方、2017 年 1 月 1 日から適用が開始される極海コードでは、低温外気に曝される構造部材には、新たに定義された極地航行気温に適合した材料を使用する旨規定されており、適用すべき要件の 1 つとして当該統一規則が参照されている。IACS では、上記コードの要件に対応すべく、実測の観測結果に基づき極海コードに定義される極地航行気温と IACS 統一規則 S6 に定義される設計温度  $T_D$  の対応関係を明記する改正を行った。

また、低温海域を航行する船舶を対象とした鋼材の使用区分については、低温外気に曝される部材を対象としている一方で、横隔壁、縦通隔壁及びトップサイドタンクの隔壁もその適用に含まれている。IACS では当該部材の適用を明確化すべく、氷水域を航行する船舶の構造に関する要件を規定した IACS 統一規則 I2 を参考に、それらに対する適用範囲を見直し、上記の改正と併せて 2015 年 12 月に IACS 統一規則 S6 (Rev.8) として採択した。

このため、IACS 統一規則 S6 (Rev.8) に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 極地航行気温に対応する設計温度  $T_D$  を明記した。
- (2) 横隔壁、縦通隔壁及びトップサイドタンクの隔壁に対し、低温海域を航行する船舶を対象とした鋼材の使用区分を改めた。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C1.1.12, 表 C1.1.12-1.(2)